

(仮訳)

ロシア連邦政府決定

2022年9月19日付ロシア連邦政府第1651号

モスクワ

2022年3月6日付ロシア連邦政府決定第295号の変更について

ロシア連邦政府は以下を決定する：

1. 2022年3月6日付ロシア連邦政府決定第295号「ロシア連邦の財政的安定保障のための経済的性格の追加暫定措置の実施を目的としたロシア連邦における外国投資実施状況監督政府委員会による許可、および個別のロシア連邦大統領令によって定められるその他の許可の交付規則の承認について、およびロシア連邦における外国投資実施状況監督政府委員会規程の変更について」（ロシア連邦法令集、2022、No.11、掲載番号1689；No.14、掲載番号2260、No.16、掲載番号2669、No.24、掲載番号4056、No.30、掲載番号5638）に加えられる添付の変更を承認する。
2. 本決定はそれが公布された日をもって発効する。

ロシア連邦政府議長

M. ミシュスチン

2022年 9月19日付
ロシア連邦政府決定第1651号により
承認

2022年 3月 6日付ロシア連邦政府決定第295号に加えられる

変更

1. 名称の「個別のロシア連邦大統領令によって」の文言の後に、「および上記の目的でのその他の権限の行使」という文言を追加する。

2. 第1項に「および上記の目的でのその他の権限の行使」という文言を追加する。

3. ロシア連邦の財政的安定保障のための経済的性格の追加暫定措置の実施を目的としたロシア連邦における外国投資実施状況監督政府委員会による許可、および個別のロシア連邦大統領令によって定められるその他の許可の交付規則で、かつ上記の決定によって承認された規則において：

a) 名称に「および上記の目的でのその他の権限の行使」という文言を追加する。

b) 第1項において：

第1段落の「国際機関」という文言の後に、「居住者がロシア連邦領外にある銀行およびその他の金融市場機関に開設された自分の口座（預金）に外貨を入金すること、および銀行口座を開設することなく、外国の支払サービス提供者が提供する電子支払手段を利用した金銭の送付を実施することについて、委員会が2022年7月5日付ロシア連邦大統領令第430号『対外経済活動参加者である居住者による外国通貨およびロシア連邦通貨の本国引き揚げについて』に基づき、制限を導入すること」という文言を追加する；

以下の内容の i) 号を追加する：

「i) 居住者と、ロシア連邦、ロシアの法人および自然人に対して非友好的行動を実行する外国国家と関係を有する（そうした外国人が当該国家の市民権を有する場合、その登記場所、事業活動を行う主たる場所または活動から利益を得ている主たる場所が当該国家である場合を含む）外国人、または登記場所、事業活動を行う主たる場所にかかわらずそれらの外国人の支配下にある者（以下、「非友好的行動を実行する外国国家と関係を有する者」）によって、非友好的行動を実行する外国国家の者同士の間において、ならびに非友好的行動を実行する外国国家と関係を有する者と非友好的行動を実行する外国国家と関係を有する者ではない外国人との間において行われる取引（オペレーション）であって、有限責任会社（金融機関およびノンクレジット金融機関を除く）の定款資本金における持分を保有する、利用する、および（もしくは）処分する権利、またはその他の権利であってそうした有限責任会社の経営の条件および（もしくは）それらの会社が行う事業活動の実施の条件を定めることのできる権利の設定、変更または終了に直接および（または）間接につながるもの；

c) 第4項の「非友好的行動を実行する」の後に、「または非友好的行動を実行する外国国家と関係を有する者」という文言を追加する；

d) 第5項：

第1段落で、「第1項の a) ～ d) 号」という文言を「第1項の a) ～ d) 号および i 号）」という文言

に置き換える；

f) 号で、「非友好的行動を実行する」の後に、「または非友好的行動を実行する外国国家と関係を有する者」という文言を追加する；

e) 第11項第1段落で、「第1項のa)～f)号」という文言を「第1項のa)～f)号およびi)号」という文言に置き換える；

f) 以下の内容の13項の2を追加する；

「13の2. 居住者がロシア連邦領外にある銀行およびその他の金融市場機関に開設された自分の口座（預金）に外貨を入金すること、および銀行口座を開設することなく、外国の支払サービス提供者が提供する電子支払手段を利用した金銭の送付を実施することに対して制限を課すことに関する委員会の決定となるのは、権限を有する機関によって正式なものとされた小委員会の決定である。」